

農地法第4・5条許可申請添付書類

◆太陽光発電施設（営農型以外）

◆申請書・・・2部 ・ 続紙・・・1部

◆添付書類・・・各1部

※証明書等は申請日前3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。

◆申請の受付は毎月1日～10日です。（10日が閉庁日のときは、直後の開庁日）

| | | |
|-----|------------------------|--|
| ① | 住民票抄本 | 譲受人が個人の場合 |
| ② | 土地全部事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請人(譲渡人)が所有名義人と異なる場合は、所有者であることを証する書面（戸籍謄本・住民票抄本等） ・甲区欄に受人以外の所有権移転請求権仮登記がされている農地については、仮登記の抹消または承諾書（印鑑証明書添付）を添付 |
| ③ | 位置図 | 市役所・支所等めぼしい公共施設等を目印とする（都市計画図 20,000 分の 1 の地図等） |
| ④ | 付近状況図 | 申請地を中心に半径 300 m の範囲内を表示（縮尺 2,500 分の 1 程度の地図等） |
| ⑤ | 公図の写し | 該当地に「申請地」と記入し、又、申請地の周囲の地番、地目、地積、所有者及び所有者と異なる耕作者がある場合は耕作者名を記入 |
| ⑥ | 土地利用計画図 | 太陽光発電設備の配置、フェンス、標識の設置位置、パネル枚数を表示する図面で道路、排水計画等を附記したもの |
| ⑦ | 転用行為を行うのに必要な資力等を確認する書面 | 残高証明書・融資証明書等 |
| ⑧ | 誓約書 | 指定の書式を使用 |
| △9 | 委任状 | 申請時、窓口に来られない方全員の委任状 |
| △10 | 土地改良区意見書 | 受益地の場合 |
| 11 | 履歴事項全部証明書又は定款・寄付行為の写し | 譲受人が法人の場合（定款・寄付行為は裏書・・・代表者又は行政書士） |
| ①2 | 関連許認可・届出等の写し | <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画認定通知書の写し、 ・発電量 10kW 未満の設備については事業工程表の写し ・旧認定取得者（平成 29 年 3 月 31 日までに設備認定及び電力接続契約を締結している事業者）については平成 29 年 9 月 30 日までに事業計画認定の申請があったことが分かるパソコン画面の写等 |
| 13 | その他 | 農業委員会・知事が提出を求めた書類 |

<注 意 事 項>

◎受付場所

太田市農業委員会（新田庁舎 1 階）

■申請書提出時には添付書類を完備してください。

■**農用地区域（内・外）及び土地改良区（受益地・地区外）については、申請前に下記のところで確認をしてください**（案内図・公図の写しを持参してください）。

◆農用地区域（内・外）

太田市全域・・・農業政策課（新田庁舎 1 階）

◆土地改良区（受益地・地区外）

{ 旧太田市・旧新田町・・・待矢場両堰土地改良区（太田警察署隣）
旧藪塚本町・・・・・・・・・・藪塚台地土地改良区（藪塚本町幼稚園北）

■**申請地が小作地等に該当する場合は、以下の措置が必要です。**

- {
- ・**賃貸借の場合は農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知**が必要となります。
 - ・**使用貸借の場合は農地使用貸借契約の合意解約通知**が必要となります。
- }

■**開発許可申請を伴う場合は、必ず同時期に申請してください。**

■許可後、課税評価額が変動します。

■申請地が相続税（贈与税）等の納税猶予の特例対象農地に該当する場合は、税金の精算を行ってください。

太田市農業委員会：農地係
（新田庁舎 1 階）

電 話 0 2 7 6 - 2 0 - 9 7 1 5

F A X 0 2 7 6 - 5 7 - 4 5 7 3